

平成 30 年 6 月 15 日現在

機関番号：12102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K16894

研究課題名(和文)世界遺産と国際法の法人類学的研究

研究課題名(英文)Anthropological Study of Heritage Preservation

研究代表者

山田 亨(YAMADA, Toru)

筑波大学・人文社会系・助教

研究者番号：60706943

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は世界文化遺産の候補として推薦された「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を例として、世界遺産条約が地方行政や地域社会の中でいかにして社会的な実態を持っていくのかを人類学的に明らかにすることを目的とした。世界遺産登録に関わる法整備には、行政関係者からの住民への説明の機会が様々な場で設けられるが、その説明の場における行政職員の発話・書きことばは世界遺産条約と関連する国内法に直接・間接的にかたちづけられる。このことは、法的翻訳のトレーニングを受けた関係者にとっては理解できることであっても、そうでない人々には簡単ではなく、結果として、法的知識に基づく関係者の優劣がより顕著になってしまうのである。

研究成果の概要(英文)：Law imposes forms of orders on communication patterns; it advantages those with legal training and can concurrently alienate those outside of legal discourse. In this project, I examined communication patterns between Japanese municipal officials and residents in island communities who will be affected by a World Heritage nomination project. In times of legal reform, government officials and legal practitioners may not be familiar with the new corpus, and subsequently there may be uncertain order in communication patterns. Based on my fieldwork investigating a World Heritage preparation project in Japan, I discuss how law can direct the communication patterns of government officials, and at the same time, it can alienate officials from the local residents because of their restricted communications, which can in turn become an obstacle for the nomination project itself.

研究分野：人類学

キーワード：人類学 法社会学 行政法 文化財保存 国際法

1. 研究開始当初の背景

本研究は、2014年9月に文化庁からユネスコに正式に世界文化遺産の候補として推薦された「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を例として、世界遺産条約という国際条約が地域社会の中で社会的な実態を持ち始める背景があった。

2. 研究の目的

世界遺産の推薦の対象となった構成文化資産がある長崎県五島市での人類学的なフィールドワークを中心として、正式推薦に至るまでに取組まれてきた文化財保護法や土地利用規制法などの制定・施行をはじめとした取組に関する取組をふまえながら、自治体関係者および地域住民の法認識を分析することで、国際条約である世界遺産条約が長崎・五島の社会の特性を吸収しながらどのような独自性を持ちながらも、国際的な共通性を維持していくのかということを検証することが本研究の目的である。

3. 研究の方法

本研究は人類学的な調査方法を基本とし、長崎県の五島列島を中心に、行政内での企画ミーティングや視察、そして、住民説明会等のオブザーバーとしての参加による参与観察、行政調査員として参与観察をするとともに、その他、漁業関係者、農業関係者、観光関係者等を対象とした聞き取り調査、また、世界遺産の構成資産となっている地域のカトリック教会での参与観察等を織り交ぜながら調査に取り組んだ。また、同様の問題を抱えているフィジーやアメリカといった国外の世界遺産や文化遺産を有する地域の関係者や専門家と連携し意見交換や連携研究を行うことで、先端的な研究に取り組めるように心がけた。

4. 研究成果

先行研究においては登録後における観光に伴う経済の変化やナショナリズムをはじめとした遺産として表象される文化に対する関心に焦点が当てられやすいが、世界遺産登録を実際に行政のプロジェクトとして見た場合、観光を含めた産業の変化や遺産という文化の表象という問題はさることながら、地域住民の間では国際法である世界遺産条約が法的な実体をもって地域の住民生活にどのような影響を与えるようになっていくのか、もしくは、世界遺産条約という国際法を地域の中でいかに実体化させていくのか、という法・政治人類学的な問題である「法と地域住民の関係」や「行政と地域住民の関係」のプロセスが内在していた。

人類学的な視点においては、国際法を施行するという事は、国際法を法律・言語・文化といった3つの側面から翻訳し社会的実態を持たせることと捉えることができる。特に、長崎県の世界遺産登録作業においては、施行

にいたるまで時間が10年以上かかることが見込まれたことから、国際法の施行に伴う住民生活への影響のプロセスの分析が可能になった。

地域の文化遺産や自然遺産を世界遺産に登録したり、登録されたものを保存・活用したりする行為は、そのイニシアチブをとるのが地域の住民であっても行政や自治体であっても、ユネスコの構成メンバーとなっている国家、つまり、日本政府を窓口として申請・報告を行うこととされている。世界遺産登録への流れは、日本においては国民国家の枠組みのなかで市町村や都道府県庁、そして、政府の関係者と連携しながら準備をすることになる。

特に、世界遺産申請における国と自治体の関係は、世界遺産条約と国内の関連法に関する助言を自治体関係者が文化庁の関係者に仰ぎ、申請に向け地域の遺産に関する法整備を地域住民とともに行うことである。具体的に地元の遺産を世界遺産にするという政策過程は、行政的なプロセスにおいては、原議書としてまとめ、合議を取り、関連する国内法に置換えることで、住民生活に影響を及ぼしていくことである。そして、これが法的な担保となり、最終的にユネスコの世界遺産会議で承認されることにより、世界遺産になるのである。

つまり、この翻訳過程においては、最初に国際法から国内法(そして、最終的に条例)への流れから始まり、そして、審査過程で条例を含む国内法から国際法への逆の流れを経ることになる。これは、単純に英語とフランス語で書かれた国際条約を言語的に日本語に訳す(言語的翻訳)と同時に、その法律の運用を審査するユネスコ関係の国際組織の関係者による法運用や法解釈の傾向をくみ取り(法的翻訳)そして、日本の法文化や社会生活に橋渡ししていくこと(文化的翻訳)を含む。そして、この3つの翻訳は、世界遺産条約と地域住民の生活との間の両方向で作用し続けるのである。

ここで、世界遺産に登録する際に法的な基礎となる取組みは、申請遺産の「法的な担保を取る事」である。このことはUNESCOの「世界遺産条約履行のための作業指針」の第78段落にある「ensure」であり、これを文化庁の関係者が英語から日本語に、法律・言語・文化のそれぞれの側面から翻訳した。

ここでいう「担保」とは国内法で保護されていることを意味するが、このことは、法律になじみのある場合や文化庁の法律の処理に詳しい場合は常識として理解されることではあるが、法的なトレーニングを受けていなかったり、行政的な業務に従事していない場合は、導き出すのが難しい。実際には、この法的な関連性を瞬時に理解することは難しいというのが、調査地での長期的な状況であった。というのも、具体的には、日本「国家主権」と法的「担保」という用語を語用論

的に結びつけてないと簡単に解釈することは難しい。このことは、住民個人と世界遺産との関係だけでなく、仲介者となる国との関係や、関連する国内法がどれであるか把握するか、もしくは、それら関連法の情報を入手する必要があるからである。

そして、それだけでなく、構成資産を担保するのに用いる関連の国内法がどれであるかを把握したあとも、個々の国内法を学び、関連する条例を準備するための調査や調整をする作業が必要となる。ここでの調査は現地の社会・文化の様々な側面を含むものである。そして、調整とは、その調査における際の現地住民との聞き取りや面談、そして、幅広い意味では、住民との社交を含めた直接の情報交換もあげられるのであり、つまり、量的には最終的に条例に含まれる条項の数倍に及ぶ情報量である。このように得られた文化・社会の情報、住民の代表者が集う議会での議論を経て法律に変換され、そして、世界遺産という枠組みに置換えられ、言語・文化的に変換されていく。

その一番の例が、「担保 (ensure)」を確保するための国内法の文化財保護法と土地利用規制に関する国土利用計画法関連の 5 法 (都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然環境保全法、自然公園法) そして、景観法を基礎とした関連条例である。ここで、世界遺産条約はその中に内在する住民生活の諸側面、つまり、都市生活や農業、生活環境といった生活文化のキーワードとなる諸側面に関連した国内法におきかえられる。自治体職員は、委任した委員と一緒に調査に奔走しながら、地域の現状や将来の方向性を見据えながら上記の関連した国内法に対応した条例案を運用のシミュレーションを繰り返しながら、保存計画報告、そして、保護条例案を作成し議会という住民の代表を介して、間接的ではあるが住民の判断を仰ぐことになる。

しかし、実際には、自治体職員と委任された委員が法制度作成の準備のための調査のために集落を繰返し訪問する中で、職員は住民との意見交換や調整をコンスタントに行うことがあり、その場合、議会という間接的な住民参加という形態の前に、なにがしかの形で、行政と住民とは直接的なコンタクトを持っていることがある。世界遺産にみられる国際法の施行は、このような、多様な調整の基礎に行われており、「住民参加」という用語も実際には多様で、単純ではないのである。

つまり、国家レベルの行政職員から自治体レベルまでの行政職員まで、国際法と地域住民の生活との間に内在する様々なキーワードを導き出すことにより、世界遺産条約を特定の地域において法的実体性を持たせていくこと、具体的には世界遺産における抽象的な「文化」の概念に法的実体性を付け加えていくことが世界遺産登録プロセスといえる。

しかし、このようなプロセスは行政職員や立法関係者にとっては理解できるものであっても、土地利用規正関連法など住民生活をそれぞれの機能に分解・解体されてしまっているだけでなく、条例の制定や国際法の施行という場面では、行政と議会とのやり取りを基礎とする間接的な「住民参加」になるため、一般人には簡単に理解できるものではない。つまり、法的に世界遺産条約が施行の段階にまでいたっても、住民生活と意識的には結びついていないこともあるのである。

それに対して、法律と並行してあるのが行政や議会関係者の直接の面談や意思疎通であり、これは、パブリックコメントといったような公式なものだけでなく、道端での会話やイベントでのあいさつなどインフォーマルなやり取りを含み、つまり、「直接顔が見える」やり取りといえる。

人類学的には、国際法の施行は、法律の翻訳や準備といったフォーマルな側面と、インフォーマルなやり取りの両面が連携しあい成り立つものであり、長崎の世界遺産の事例は、その両面が時間をかけて機能していった事例といえる。

< 引用文献 >

.Toru Yamada, “Controlled under Law and Policy: The Communications in the time of Japan’s Policy Reform,” 2017 Asian Law and Society Annual Meeting, Hsinchu, Taiwan, 2017.

.Toru Yamada, “Debating over the “Japanizes” in World Heritage Nomination,” at the 114th Annual Meeting of the American Anthropological Association, Minneapolis, 2016.

.Toru Yamada, “Turbulent World Heritage,” at 2016 Society for East Asian Anthropology Conference, Hong Kong, 2016.

.Toru Yamada, “Transforming World Heritage Convention,” at the 76th Annual Meeting of the Society for Applied Anthropology, Vancouver, 2016.

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

{ 雑誌論文 } (計 0 件)

{ 学会発表 } (計 7 件)

.Toru Yamada, “Conflict discourse and political imagination: the anthropology of Andrew Arno,” University of Hawaii Anthropology Occasional Seminar, USA, 2018.

.Toru Yamada, “Controlled under Law and Policy: The Communications in the time of Japan’s Policy Reform,” 2017 Asian Law and Society Annual Meeting, Hsinchu, Taiwan,

2017.

Toru Yamada, “In Between the Law and the Alternatives: An Anthropological Critique on ADR and Restorative Justice,” at 2016 Training Course on Judicial Management for Court Officials of the Judiciary of Thailand, Japan, 2016.

Toru Yamada, “Debating over the “Japanizes” in World Heritage Nomination,” at the 114th Annual Meeting of the American Anthropological Association, Minneapolis, 2016.

Toru Yamada, “Turbulent World Heritage,” at 2016 Society for East Asian Anthropology Conference, Hong Kong, 2016.

Toru Yamada, “Transforming World Heritage Convention,” at the 76th Annual Meeting of the Society for Applied Anthropology, Vancouver, 2016.

Toru Yamada, “Undisciplining Ethnography at Home and in the Field within Asia and Pacific Fields,” at the 114th Annual Meeting of the American Anthropological Association, Denver, 2015.

〔図書〕(計 0 件)

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

山田 亨(YAMADA, Toru)

筑波大学・人文社会系・助教

研究者番号：60706943

(2) 研究協力者

YAMADA, Naomi

YOUNG, Nanise